

# お知らせ



## 電話をお貸しする機会が多い方に ピンク電話をおすすめします 大館電報電話局

大館市内の電話をふやし、市外通話は待たずにつながるようにするための、自動電話（ダイヤル電話）に改良する諸工事は、新局舎建設の進歩と相俟って、本年からはいよいよ本格化してまいります。自動電話になると、市内通話は1回かけるごとに7円という度数料金制になります。また、市外通話は

- 秋田市は 15秒ごとに
- 能代市は 21秒ごとに
- 比内町は 60秒ごとに

それぞれ7円の通話料金がかかることとなります。

したがって、ダイヤルを廻せば市内通話も、市外通話も待たずに自由にかけて非常に便利になりますが、反面、食堂、喫茶店、美容院、商店、旅館、病院、官庁など、お客様に電話を貸す機会の多い加入者は、よほど注意しないと、市外通話をかけたのか、何回かけたのか、いくらかの料金をもらえばよいのかななどで、

非常に困ることが起きて来ることと思われれます。

そこで、こうゆう心配をなくし、通話料金の取りもらしや、無用のトラブルもなくお客様に安心してお貸し出来る電話として新たに誕生したのが、このピンク電話制度です。

このピンク電話は、制度上では「特殊簡易公衆電話」という公衆電話の一種になっておりますので、官庁や学校などで公用、私用の区別をさせるための電話としてもこれを使うにかぎります。

### ピンク電話のかけ方

◎市内通話をかけるときは、10円硬貨を入れなければつながりません。

◎市外通話はかかりません。

ただし、ご自分で電話をかけるときは電話機についている「かぎ」を操作すれば10円硬貨を入れなくても市内、市

外も自由にかけられます。

### ピンク電話をつけられる方は

単独加入の電話をもっている方であればどなたでもつけられます。

共同加入電話であった場合は請求によって単独加入電話に変更できます。

### ピンク電話とりつけ費用

◎工事費はかかりません。

◎電信電話債券の引受

1個につき1万円

◎毎月の使用料

単独電話の基本料金 600円

附加使用料 200円

### ピンク電話の申しこみ期日

実際に使用できるのは来年の2月か3月はじめ頃になりますが、特殊な電話機を必要としますので、2月末日まで電報電話局の窓口へ申しこんでください。

(電話900番、1120番)

## 昭和40年度

# 産業開発青年隊員募集案内

## ◆建設技術の習得、規律ある集団訓練◆

### ◆ 産業開発青年隊とは

集団組織をもって、国土開発または地域産業開発に挺進しようとした地域青年の自主的・青年運動からめばえたものであります。したがって、訓練は規律ある集団生活と「学びつつ働く」産学協同の学習方式をとおして豊かな人間性のかん養と実技修得に重点をおいた教育訓練を行なうものです。

### ◆ 募集期間

昭和40年2月28日まで

### ◆ 応募資格

#### ◆ 幹部隊 募集人員40名予定

対象——国土開発および海外開発に挺身し、産業開発青年隊の幹部要員になろうとする人  
資格——22才～27才までの男子で、短大卒業以上の学力(学歴ではない)を有する人

#### ◆ 中央隊 募集人員20名予定

対象——地方隊を実施していない県(秋田県)の出身者で国土開発に挺身し、修了後は広く建設事業に従事しようとする人  
資格——18才～23才までの独身男子

で、高等学校卒業以上の学力を有する人

#### ◆ 北海道開発局 募集人員40名予定

対象——北海道開発に挺身し、修了後も北海道開発事業に従事しようとする人  
資格——18才～25才までの独身男子で、中学卒以上の学力を有する人

#### ◆ 地方隊 募集人員460名予定

対象——産業開発青年隊実施道県の出身者で地域産業開発に挺身し、修了後は、広く建設事業に従事しようとする人  
資格——18才～23才までの男子で、中学校卒業以上の学力を有する人

### ◆ 訓練期間

幹部隊……1カ年(全日制技術訓練約6カ月。実地訓練約3カ月)

中央隊……1カ年(全日制技術訓練約3カ月。実地訓練約9カ月)

北海道開発局……1カ年(全日制技術訓練約4カ月、実地訓練約8カ月)

地方隊……1カ年(実施県によって全

日制技術訓練及び実地訓練期間は多少こととなります)

### ◆ 経費

教育訓練に必要な経費は全額国で負担しますが生活費は本人の負担となります

### ◆ 選考

学力考査、面接考査を3月中旬ころ実施します。期日、場所は中央訓練所から直接本人に通知します。

### ◆ 申込書類の提出先

秋田県庁土木部管理課

(市の建設課ではご相談に応じます)

## 戦没者の死亡場所を調べてあげます

厚生省では、戦没者の死亡場所がまだはっきりわかっていない遺族の方々のために、死亡場所の細部について調査をしてくれることになりました。

市では、遺族の方から調査の依頼を受けると県に係関係手続きをします。県では保有資料について調査し、その結果を遺族に通知することになっています。

また、県において判明しない場合は、県が厚生省に調査を請求し、厚生省ではこの結果を県から市役所を通じて遺族の方にお知らせすることになっておりますので、調査を希望する遺族の方がいましたらはやめに市の福祉事務所まで申しこんでください。